産廃みなおし

第　55　号

令和５年　冬　号

仙台光のページェント（仙台市）

（写真提供：宮城県観光プロモーション推進室）

一般社団法人　宮城県産業資源循環協会

水銀廃棄物の適正処理を承ります

水俣条約が発効となりました

廃棄物処理業者の皆様より、水銀廃棄物を承り適正処理を行います。
お取引先から排出された水銀廃棄物の処分に是非ご活用下さい。

水銀廃棄物の許可のある自社の積替保管施設を使用し、野村興産（株）イトムカ鉱業所へ収集運搬を行い処理・処分を行います。

株式会社万力は、野村興産（株）リサイクルネットワークの幹事会社です。

代表取締役　渡部高大

30年以上
水銀廃棄物を取扱っています

水銀廃棄物の例

水銀廃棄物でお困りの方がいらっしゃいましたら是非弊社をご紹介ください。

株式会社 万力（バンリキ）

代表取締役　渡部高大
本社：埼玉県上尾市大字小敷谷711-6
仙台支店（積替保管施設）：宮城県仙台市宮城野区港4-12-9
電話 022-786-6026　FAX 022-786-6027
http://www.banriki.com　または、「万力　水銀」で検索

解体から再生をトータルプロデュース

株式会社 AXISグリーン

AXIS-G

工事部
解体工事、土木一式工事はAXISグリーンへお任せ下さい。
〒981-1222　名取市上余田字千刈田508-1
TEL　0223-36-8245

産業廃棄物中間処理施設
産業廃棄物の処理はAXISグリーンへお任せ下さい。
〒989-2421　岩沼市下野郷字新南長沼30-7
TEL　0223-36-9947
https://www.axis-green.co.jp

認証登録番号
17012

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています
株式会社 AXISグリーン

産廃 みやぎ
第55回　令和５年（2023）冬号

INDEX

あいさつ

会長あいさつ「年頭のごあいさつ」…… 2
宮城県知事あいさつ「元気で躍動する宮城を目指して」…… 3
仙台市長あいさつ「杜の都のみどりを生かした『防災環境都市づくり』」…… 4
全産連会長あいさつ「令和５年年頭所感」…… 5

行政ニュース

宮城県最低賃金の周知広報について（宮城労働局）…… 6
令和４年度安全衛生教育促進運動がスタートします（厚生労働省）…… 8
第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の改正について（経済産業省・環境省）…… 10
PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の策定について（環境省）…… 14
DX推進に向けた電子契約サービスの斡旋の開始について（全産連）…… 15

協会ニュース

令和４年度環境大臣表彰伝達式の開催 …… 16
宮城県から感謝状を授与されました …… 17
電子マニフェスト講習会の開催 …… 18
役員会（理事会）の開催 …… 19
令和４年度宮城県文化の日並びに全産連会長表彰受賞者祝賀会の開催 …… 20
各委員会・部会の開催状況 …… 21
支部事務局長会議の開催 …… 23
身近なヒヤリ・ハット事例集 …… 24
防災協定について …… 26

支部だより …… 27

青年部会だより …… 30

会員情報（新規入会会員の紹介） …… 32

マニフェスト購入申込書 …… 35

編集後記・編集委員 …… 36

光のページェント（仙台市）

今年で37回を迎える、杜の都仙台の冬の風物詩です。仙台のメインストリート、定禅寺通のケヤキ並木が約47万球のLEDによって彩られます。今年は３年ぶりに、スケートリンクの設置や広場でのイベントが行われました。

表紙「産廃みやぎ」は初代会長　渡邉敬一氏の揮毫によるものです。

挨　拶

年頭のごあいさつ

一般社団法人　宮城県産業資源循環協会
会　長　　鈴　木　　昇

明けましておめでとうございます。皆様には健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。平素より本協会の業務運営に格別のご支援とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

昨年もまた新型コロナウイルス感染症の流行が収まらず、複数回にわたる全国的に感染拡大する波を経験しました。また、地震や大雨による大きな被害が発生した年でもあり、被災され皆様には一日でも早い生活再建を果たされることを願うものでございます。

この状況下において、本協会会員の皆様には、地域の経済活動が停滞することのないよう積極的なワクチン接種や感染防止対策等を講じながら産業廃棄物の適正処理等付託されました業務を着実に実施されましたことに敬意を表させていただきます。

また、昨年は宮城県から協定書に基づき本協会に対して災害廃棄物の処理並びに鳥インフルエンザの防疫措置としての焼却処理等について支援要請を受け、多くの会員の皆様のご協力のもとその任務が遂行できましたことにも重ねて感謝を申し上げます。

新年を迎えましても、本協会は持続可能な資源循環型社会の形成を目指し、宮城県をはじめ関係機関との連携の下、３Ｒのなお一層の推進を図ると共にするとともに、不適正処理の未然防止やその啓発等に取組み、安全安心な産業廃棄物の適正処理、循環資源としての利用促進、加えて自然災害等の発生時は迅速かつ適切な支援活動をとおして地域生活の復興に尽力することにより暮らしやすい県土づくりに寄与してまいります。さらには、労働災害等の事故防止のための安全衛生活動の充実をとおして業界のイメージアップを図り、新たな人材の確保につなげてまいります。

併せて、国、宮城県が取り組む地球温暖化対策、低酸素型社会の実現に関しても、エネルギーの効率的利用等によるCO_2排出量の削減の課題を共有し、行政の指導・助言を仰ぎながら可能なところか実施してまいります。

令和５年は本協会にとりまして法人化30周年となる節目の年となりますことから、これまで協会に賜りましたご支援とご協力に改めて感謝をしつつ、会員一丸となって産業廃棄物処理業界として県民の皆様の期待に応えるべく地域経済の発展に寄与してまいります。

結びに、新たな年が、会員の皆様をはじめ関係者の皆様にとりまして健康で幸多き年となりますことを心より祈念いたしますとともに、引き続き本協会へのご支援とご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

元気で躍動する宮城を目指して

宮城県知事
村　井　嘉　浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、県民の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。また、昨年７月に発生した大雨により、人命への被害こそ避けられたものの、県北部を中心に大規模な冠水等による被害が生じました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

貴協会におかれましては、先の大雨のほか、３月に発生した福島県沖地震や11月に発生した鳥インフルエンザへの対応においても、大量に発生した廃棄物の処理に関して多大な御支援を賜りました。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が続く中でも、適正な産業廃棄物処理の推進に御尽力いただき、心から感謝申し上げます。

昨年は、宮城県制150周年の節目の年でありました。宮城県制150周年記念事業として、様々な観光キャンペーンや催しを実施し、本県の歴史や伝統、文化を県内外に発信するとともに、郷土への更なる愛着を醸成し、魅力あふれる地域づくりの契機となるよう取り組んでまいりました。また、仙台育英学園高等学校が第104回全国高等学校野球選手権大会において東北勢初となる優勝を果たしました。東北の高校球児が長年にわたり挑戦を続けてきた大きな壁を、チーム一丸となって乗り越えたその姿は、東北全体に大きな感動と希望を与えてくれました。

さて、社会情勢がめまぐるしく変化する中、県政は今、様々な行政課題に直面しており、特に、長期化するコロナ禍と物価高騰は、県民生活と地域経済に深刻な影響を及ぼしています。本県の財政運営は、社会保障関係経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応等により、依然として予断を許さない状況にありますが、緊急を要する施策については、今後とも柔軟な予算執行に努め、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

今年は「新・宮城の将来ビジョン」の３年目に当たり、本格的な人口減少局面を見据え、次の世代を育成・応援する施策を重点的に推進してまいります。特に、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）による「変革みやぎ」の実現に向け、あらゆる分野でデジタル技術をフル活用し、県民サービスの向上や県内産業の活性化などを図るとともに、昨年度創設した次世代育成・応援基金を活用した若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備、頻発化・激甚化する自然災害から県民を守るための災害に強い県土づくり等の取組を重点的に推進いたします。

宮城県誕生から150年という長い歴史の中で、先人達が積み重ねてきた志を胸に、宮城の力を成長させ、県民が活躍できる機会と地域の魅力にあふれ、元気で躍動する宮城を目指して取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

杜の都のみどりを生かした「防災環境都市づくり」

仙台市長
郡　　和　子

新年、あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より、環境行政をはじめ、市政の各般にわたりご理解とご協力をいただいておりますことに心より御礼申し上げます。

コロナ禍は長期化しておりますが、生活様式の見直しやＤＸの積極的な活用も図りながら、社会経済活動は平常を取り戻してまいりました。こうした変化の中、会員の皆さまには、産業廃棄物の適正処理・リサイクルに、一貫してご尽力いただいており、まさに社会経済の基盤を支えていただいているところです。

東日本大震災から間もなく12年、昨年３月の福島県沖地震のように大規模な自然災害は依然として続いています。記憶の風化が課題となる中で、震災の経験を後世につなげ、役立たせていくための取り組みを怠ってはならないと心に刻んでおりますが、平成30年に貴協会仙台支部を含む３団体と締結した「災害廃棄物の処理等に関する協定」は、まさにこれに資する枠組でございます。引き続き皆さまと顔の見える関係を保つことで、非常時に即応できる体制を整えてまいりたいと考えておりますので、変わらぬパートナーシップをもって、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本年は、まずもって、プラスチック資源循環の推進に向け、４月から全国に先駆けて製品プラスチックの一括回収・リサイクルを全市展開いたします。資源循環の先進都市として、家庭から出るプラスチックごみの全量リサイクルに向けたあゆみを加速してまいります。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けては、市域の温室効果ガス排出量の約６割を占める事業活動からの排出削減に向け、「温室効果ガス削減アクションプログラム」をさらに推進いたします。ご参加いただいた企業には、専門家等による助言をはじめ、省エネ・再エネ設備や次世代自動車の導入に対する助成制度も設けておりますので、多くの会員の皆様にご参加いただければ幸いです。

４月26日からは、青葉山公園をメイン会場に「第40回全国都市緑化仙台フェア」が開催されます。この機会に、市民の皆さまとともに、自然と調和した環境の創造を目指してきたまちづくりの歩みを振り返るとともに、防災、脱炭素、生物多様性など、市政の様々な分野で杜の都のみどりを生かした「防災環境都市づくり」を進め、仙台の魅力をさらに高めることができますよう、意欲的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、貴協会と会員企業の皆様のますますのご繁栄とご多幸を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせて頂きます。

令和５年年頭所感

公益社団法人　全国産業資源循環連合会
会　長　　永　井　良　一

明けましておめでとうございます。

旧年中は、当連合会の諸事業に対し、皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、資源循環の新たな法制度として制定された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）が４月に施行され、９月には同法に基づき市区町村による再商品化計画の第一号となる大臣認定が行われました。

プラスチック資源循環促進法は、資源導入や製品設計の段階から廃棄物を出さない経済活動を目指す「循環経済」（サーキュラーエコノミー）の構築を進めようとする法律であり、今後は産業分野や企業規模を問わず、循環経済の導入が経済社会システム全体の主要な課題になるのではないかと考えています。

近年、低炭素とエネルギー転換の促進を背景として、世界的に規模が拡大しているＥＳＧ（環境・社会・企業統治）投資においても、循環経済が重要なテーマになりつつあると言われています。脱炭素と循環経済を巡るこのような経済分野の動向は、全ての企業活動に大きな影響を及ぼすであろうことは間違いなく、産業廃棄物処理業もその例外ではありません。

当連合会は、産業廃棄物処理業が目指すべき将来像として、「資源・エネルギーをつくり出す産業への展開」をスローガンに掲げておりますが、本業界が低炭素と循環経済を基調とする経済社会づくりに貢献し、資源循環産業として発展していくための努力がますます重要になっていると感じております。

また、資源循環産業を支える人材の育成・確保のあり方や、その人材が安心して働くことができるよう、労働災害の発生を防止するための体制の強化に努めることも大切です。

本年も当連合会は、本業界を取り巻く様々な課題に取り組むとともに、「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」の制定に向け、引き続き着実に活動して参りたいと考えています。

皆様の尚一層のご指導、ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

本年が皆様にとりまして、健やかな一年となりますようにお祈り致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

以上

行政ニュース

栗駒山（写真提供：宮城県観光プロモーション推進室）

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	883円	令和4年 10月 1日
鉄 鋼 業	983円	令和4年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具製造業	919円	
自動車小売業	946円	

お問い合わせ先 宮城労働局賃金室 （TEL022-299-8841）、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金	キャリアアップ助成金	人材開発支援助成金 （人への投資促進コース）
生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。	「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。
お問合せ先 宮城労働局雇用環境・均等室 Tel 022－299－8844	お問合せ先 宮城労働局職業対策課助成金センター Tel 022－299－8063	

宮城労働局

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金	適用される業種・産業分類 （※日本標準産業分類による業種コード）	適用除外労働者 （この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。）
鉄鋼業	鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。） ※E22　鉄鋼業 但し　E220　管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業） E2211　高炉による鉄鋼業 E2251　銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く） E2252　可鍛鋳鉄製造業 E229　その他の鉄鋼業　を除く	(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2)　雇入れ後 **3 月**未満の者であって、技能習得中のもの (3)　清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。） ※E28　電子部品・デバイス・電子回路製造業 ※E29　電気機械器具製造業 ※E30　情報通信機械器具製造業	(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2)　雇入れ後 **6 月**未満の者であって、技能習得中のもの (3)　次に掲げる業務に主として従事する者 ア　清掃又は片付けの業務 イ　手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ　手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ　部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません。
自動車小売業	自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。） ※I5911　自動車（新車）小売業 ※I5912　中古自動車小売業 ※I5913　自動車部分品・付属品小売業 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2)　雇入れ後 **3 月**未満の者であって、技能習得中のもの (3)　清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

注：「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。）に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くＡさんの労働条件は、月給 153,500 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

$$\frac{\text{月給 153,500 円}\times 12\text{ か月}}{8\text{ 時間}\times\text{年間所定労働日数 260 日}} \fallingdotseq 885.57\text{ 円} \geqq 883\text{ 円（宮城県最低賃金）}$$

宮城県最低賃金クリアー！

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署　TEL０２２－２９９－９０７５
大河原労働基準監督署　TEL０２２４－５３－２１５４
石巻労働基準監督署　TEL０２２５－２２－３３６６
瀬峰労働基準監督署　TEL０２２８－３８－３１３１
古川労働基準監督署　TEL０２２９－２２－２１１２

令和4年度　2022年12月1日▶2023年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育　職長等教育　技能講習　特別教育

などが義務づけられています。

令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に食料品製造業※、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加！
職長は現場の安全衛生管理のキーパーソンです。新たに職長となる従業員に対して職長等教育の実施が義務化されます。

※食料品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」は従来から職長教育の対象です。

正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要な教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会　後援：厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

令和4年度安全衛生教育促進運動実施要領では、各事業場に対して主に次の事項を実施するよう求めています。

- 年間の安全衛生教育実施計画の作成と計画的かつ効果的な実施
- 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存などに関する実施責任者の選任
- 雇入れ時教育、職長等教育、技能講習、特別教育等の法定教育等の徹底
- リスクアセスメント、健康障害防止、危険予知活動、メンタルヘルス等法定教育以外の教育の充実
- オンライン研修や動画視聴、VR等などを活用した安全衛生教育の実施
- 安全衛生教育の「見える化」の推進（必要な資格や特別教育等を設備機器や作業場所に掲示、有資格者の腕章の装着等）

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

安全衛生教育促進運動 で 検索

安全衛生教育に関するご相談はこちら

《中央労働災害防止協会　安全衛生教育相談窓口》

電　話 03-3452-6296（本部）

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構　（順不同）

事　務　連　絡
令和４年８月22日

各都道府県フロン排出抑制法担当課（室）　御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の改正について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を改正する件（令和４年経済産業省・環境省告示第９号）が別添のとおり公布され、施行されたところです。この施行に伴う、改正後の第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号。以下「告示」という。）の趣旨及び内容は、下記のとおりですので、十分に御留意の上、法の厳正かつ実効性のある執行をお願いするとともに、貴都道府県の第一種特定製品の管理担当部局へも改正内容の周知のほどお願いいたします。

記

１　背景

第一種特定製品の管理者が、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置として判断の基準となるべき事項を、法に基づき告示において定めており、当該製品の管理者に対して、フロン類の漏えいを防ぐために当該製品の簡易・定期点検を義務付けているところです。

これに関連して、令和２年度の「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」において、簡易・定期点検と同等以上のフロン漏えい防止効果のある IoT を活用した技術がすでに実用化されているため、当該技術を簡易・定期点検制度に位置づけるべきとの要望が寄せられました。

これを受け、業務用冷凍空調機器製造業の団体において、フロン類の漏えいの検知を可能とする常時監視システムの基準[1]が策定されたことにより、一定以上の漏えい検知精度の

[1] JRA GL-17「業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン」（一般社団法人日本冷凍空調工業会）

確保が可能となったことから、今般、一定の要件に適合するシステムによる機器監視について、簡易点検と並ぶ点検手法の一つとして位置づけることとしました。

2　改正内容

法第 16 条第１項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者が第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置として、当該製品の簡易・定期点検に関する事項が告示に定められており、第一種特定製品の管理者は、全ての管理第一種特定製品について３月に１回以上、簡易点検を行うこととされています。

今般、漏えい又は故障等を常時監視するシステム（以下「常時監視システム」という。）のうち告示に掲げる基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早急に発見するために必要な措置がとられている場合は、簡易点検の検査に代えることができるとする改正を行いました。これに伴い、常時監視システムを利用した場合の点検記録簿への記載方法についても新たに定めました。

3　その他

今般の告示改正を踏まえた「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」の改訂については、追って御連絡します。また、第一種特定製品の管理者が記録すべき点検記録簿については法令上の様式の定めはありませんが、経済産業省及び環境省が提供する参考様式については、下記環境省ホームページより更新版の入手が可能です。

https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html

（本件連絡先）
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
担　当：富田、池田
ＴＥＬ：03-3501-4724
E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室
担　当：長澤、渡部
ＴＥＬ：03-5521-8329
E-mail：furon@env.go.jp

視するシステム（以下「常時監視システム」という。）のうち次に掲げる基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早期に発見するために必要な措置が講じられている場合にあっては、これをもって検査に代えることができる。

イ　管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために必要な状態値を１日に１回以上計測すること。

ロ　イの状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるか否かを１日に１回以上診断すること。

ハ　イの状態値又はロの診断の結果を１日に１回以上記録し、１年以上保存すること。

ニ　ロの診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合において、当該診断に係る管理第一種特定製品の管理者に対し、当該管理者以外の者が通知を容易に解除することができない方法により直ちに当該診断の結果を通知すること。また、当該通知の履歴を１年以上保存すること。

ホ　漏えいの検知性能について、管理第一種特定製品の製品群ごとに日本冷凍空調工業会標準規格（ＪＲＡ）若しくは日本産業規格（ＪＩＳ）で規定され、又は管理第一種特定製品ごとに当該管理第一種特定製品のカタログに記載された温度その他の条件で試験が行われ、適正な充塡量の30％の冷媒が漏えいするまでに漏えいの判定が可能であることが確認されていること。

②　①の検査又は常時監視システムにより、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。

③　（略）

２　（略）

第三　（略）

第四　管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

１　第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（２による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の第一種フロン類充塡回収業者への引渡しを完了した日から３年を経過するまで、保存すること。

(1)～(3)　（略）

(4)　第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日（常時監視システムを用いて第二の１の(2)の①の検査に代えた場合にあっては、その期間。）を記載すること。）

(5)～(9)　（略）

２～５　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

②　①の検査により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。

③　（略）

２　（略）

第三　（略）

第四　管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

１　第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（２による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の第一種フロン類充塡回収業者への引渡しを完了した日から３年を経過するまで、保存すること。

(1)～(3)　（略）

(4)　第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日を記載すること。）

(5)～(9)　（略）

２～５　（略）

専門学校国際文化教養大学校文化教養専門課程国際英語教育学科（４年課程）	令和六年三月一日	
［略］	［略］	

表四十五　宮崎県に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣の定める日	
都城リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科	令和四年三月一日	
宮崎情報ビジネス専門学校工業関係専門課程情報システム科（高度専門士）	平成二十一年三月一日（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）	
［略］	［略］	

	［同上］	［同上］

表四十五　宮崎県に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣の定める日	
宮崎情報ビジネス専門学校工業関係専門課程情報システム科（高度専門士）	平成二十一年三月一日（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）	
［同上］	［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省・環境省告示第九号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十六条第一項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成二十六年経済産業省・環境省告示第十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年八月二十二日

経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　（略） 第二　管理第一種特定製品の点検に関する事項 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。 １　管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検 (1)　第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。 (2)　(1)の簡易点検は、次により行うこと。 ①　別表１の第１欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項について、３月に１回以上、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。なお、漏えい又は故障等を常時監	第一　（略） 第二　管理第一種特定製品の点検に関する事項 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。 １　管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検 (1)　第一種特定製品の管理者は、３月に１回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。 (2)　簡易点検は、次により行うこと。 ①　別表１の第１欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項について、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。

環循規発第 2210031 号
令 和 4 年 10 月 3 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長　永井　良一　殿

環境省環境再生・資源循環局　廃棄物規制課長

「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」の策定について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ＰＦＯＳ含有廃棄物の処理については、平成 23 年３月 31 日付け環廃産発第 100331001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長通知「ＰＦＯＳ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の改訂について」の別添「ＰＦＯＳ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（以下「技術的留意事項」という。）」に基づいて行われてきたところです。

平成 31 年４月から令和元年５月に開催されたＰＯＰｓ条約第９回締約国会議においてペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ。以下「ＰＦＯＡ」という。）とその塩及び関連物質が、新たに条約附属書への追加が採択され、令和３年 10 月 22 日には、「ＰＦＯＡ又はその塩」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置を講じています。

ＰＯＰｓ条約においては、当該物質を含む製品及び物品の廃棄にあたり、ＰＯＰｓの特性を示さなくなるように破壊又は不可逆的に変換されるような方法で処分されることを規定していることから、今般、ＰＦＯＡ含有廃棄物の分解処理方法等を取りまとめ、別添のとおり「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」として策定しました。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ含有廃棄物の環境上適正な処理に向け、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」本文は
環境省ホームページよりご覧いただけます。
https://www.env.go.jp/press/press_00659.html

事　務　連　絡
令和４年８月２９日

正　会　員　各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会
事務局長　　山口　富夫

ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進に向けた
電子契約サービスの斡旋の開始について（周知依頼）

当連合会の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会青年部協議会では、産業廃棄物処理業におけるＤＸ推進を図るためのＤＸ推進委員会を設置し、具体的な事業として産業廃棄物処理委託契約に係る電子契約サービスを検討されてきました。

今般、同協議会ＤＸ推進委員会における検討結果を受け、当連合会は令和４年９月１日より、産業廃棄物処理業におけるＤＸ推進に関する支援事業の一環としてfreeeサイン株式会社（旧社名：株式会社サイトビジット）が運営する電子契約サービスの斡旋事業を開始することとしました。

同社は、電子契約サービスのメニューとして「全産連プラン」を設定しています。サービスの詳細につきましては、下記のURLをご覧いただくとともに、本件について会員企業の皆様にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、下記URLは、当連合会ホームページからも閲覧できます。

○freeeサイン株式会社URL　　https://www.ninja-sign.com/zensanren

本件担当：　吉田　勉（参与、青年部協議会担当）

協会ニュース

令和４年度環境大臣表彰伝達式

環境大臣表彰の授与に係る式典が新型コロナウイルス感染症対策により中止となり、受賞されたお二方は宮城県庁において生活環境部末永副部長から永年の功績に対し、表彰状と記念品が手渡されました。受賞されました佐藤前副会長、杉澤理事、誠におめでとうございます。

受賞者

○　佐藤　政志　　（一社）宮城県産業資源循環協会 前副会長

○　杉澤　養康　　（一社）宮城県産業資源循環協会 理事

伝達式

日　時　令和４年12月26日（月）午後２時30分～

場　所　宮城県庁行政庁舎13階　生活環境部会議室

佐藤前副会長

杉澤理事

宮城県から感謝状を授与されました

11月23日に気仙沼市内で発生した鳥インフルエンザの防疫措置にあたり、昨年度締結した協定に基づき、宮城県から当協会に支援要請がありました。協会は、対応可能な会員の推薦、会議の設置及び運営、現地確認の実施などの対応にあたったことから、12月15日、宮城県知事より感謝状が交付されました。

「家畜伝染病時の緊急対応業務に関する協定」に基づき防疫措置に尽力いただいた皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。

感謝状

一般社団法人
宮城県産業資源循環協会長　殿

貴団体は令和三年十二月十二日に県内養豚場で発生した豚熱の防疫措置において過酷で困難な作業に尽力され感染拡大の防止に多大な貢献をされましたよってここにその功績に対し深く感謝の意を表します

令和四年二月十四日
宮城県知事　村井嘉浩

電子マニフェスト講習会の開催

令和４年度も宮城県から委託を受け、電子マニフェスト講習会を開催しました。宮城県では、電子マニフェストの普及促進を図るため、パソコンで電子マニフェストの操作を実際に体験する講習会を行っています。協会はこの事業を請負い、開催に関する事務、会場の設営等を行いました。

講義の内容は、最初に電子マニフェスト制度の概要と導入のメリットを学び、実際にパソコンを使用して電子マニフェスト操作を体験をするものです。ＪＷセンターのデモシステムを使用し、各事業者ごとの設定の仕方、パターンを活用したマニフェスト登録の方法、終了報告、各事業者共通の操作といった実務ですぐ活用できる内容です。

県内の産業廃棄物排出事業者、収集運搬業者、処分業者の方に参加いただき、有意義な講習会となりました。今年も新型コロナウイルス感染防止のため、各施設の収容人数の半数で行いました。

日　　時　　①令和４年10月７日（金）14：00～16：00　参加者９名（施設定員24人）
参加人数　　②令和４年11月４日（金）14：00～16：00　参加者７名（施設定員20人）
　　③令和４年11月25日（金）14：00～16：00　参加者８名（施設定員20人）

場　　所　　①ＪＣ－21教育センター
　　②仙南地域職業訓練センター
　　③大崎地域職業訓練センター

講習内容　　・電子マニフェストの概要、導入方法、具体的運用方法の講義
　　・一人１台パソコンを用いた操作研修

講　　師　　公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター
　　電子マニフェストインストラクター　小原　譲　氏

仙台会場

仙南会場

大崎会場

第３回役員会（理事会）の開催

1　開催年月日　令和４年８月24日（水）15：00～16：20
2　開 催 場 所　トークネットホール仙台（仙台市民会館）２階　第３会議室
3　役　員　数　23名（理事20名、監事３名）
4　出席役員数　19名（理事16名、監事３名）
5　議　　題
　(1)　第１号議案　委員会委員並びに部会運営委員の選任について……承認
　(2)　第２号議案　新規会員の入会承認について……承認
6　協 議 事 項
　(1)　委員会規程の一部改正（案）について
　(2)　部会規程の一部改正（案）について
7　報 告 事 項
　(1)　令和４年度事業の実施状況報告（４月～７月）
　(2)　宮城県内の産業廃棄物処理業者数
　(3)　主な年間行事予定
　(4)　その他
8　そ　の　他

第４回役員会（理事会）の開催

1　開催年月日　令和４年11月22日（火）15：00～16：40
2　開 催 場 所　ホテル白萩　３階「高砂」
3　役　員　数　23名（理事20名、監事３名）
4　出席役員数　19名（理事16名、監事３名）
5　議　　題
　(1)　第１号議案　新規会員の入会承認について……承認
　(2)　第２号議案　委員会規程の一部改正（案）について……承認
　(3)　第３号議案　部会規程の一部改正（案）について……承認
6　協 議 事 項
　(1)　協会法人化30周年記念事業（案）について
7　報 告 事 項
　(1)　令和４年度事業の実施状況報告（８月～11月）
　(2)　主な行事予定
　(3)　その他
8　そ　の　他

令和４年度宮城県文化の日並びに全産連会長表彰受賞者祝賀会を開催しました

11月22日、ホテル白萩にて令和３年度環境大臣表彰、令和４年度宮城県文化の日表彰並びに全産連会長表彰を受賞された皆様の祝賀会を開催いたしました。

受賞された皆様方、誠におめでとうございました。

今後の開催予定

・令和４年度第５回役員会（理事会）　　３月17日（金）

・令和５年度第１回役員会（理事会）　　４月26日（水）

※新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、延期又は中止する場合があります。

令和４年度第１回「企画財政委員会」の開催

1　開催年月日　令和４年11月２日（水）14：00～16：20
2　開 催 場 所　トークネットホール仙台　２階第６会議室
3　委　員　数　９名
4　出席委員数　６名
5　議　　題
　(1)　法人化30周年記念事業の全体計画について（第５回目）
　(2)　本協会委員会規程及び部会規程の一部改正（案）について
　(3)　会員のマニフェスト購入時の利便性向上について
　(4)　協会の財政基盤強化について
　(5)　その他

令和４年度第2回「企画財政委員会」の開催

1　開催年月日　令和４年12月９日（金）14：00～16：00
2　開 催 場 所　仙台市交通局本局庁舎　６階第１会議室
3　委　員　数　９名
4　出席委員数　８名
5　議　　題
　(1)　法人化30周年記念事業の全体計画について（第６回目）
　　①　記念式典の内容について
　　②　祝賀会の内容について
　　③　新聞広告掲載について
　　④　その他
　(2)　その他

令和４年度第１回協会法人化30周年記念事業の実施に係る
企画財政委員会・広報活動委員会・青年部会代表者による合同会議

1　開催年月日　令和５年１月17日（火）14：00～16：30
2　開 催 場 所　戦災復興記念館４階１会議室
3　委　員　数　９名
4　出席委員数　８名
5　議　　題
　(1)　法人化30周年記念事業の充実について
　　①　企画財政委員会における検討経過について
　　②　企画財政委員会の基本案について
　　③　検討事項について
　(2)　その他

※第２回企画財政委員会を受け、記念事業具体案の検討のため開催。

令和４年度第１回「災害廃棄物委員会」の開催

1　開催年月日　令和４年５月２日（月）書面により開催
2　議　　題
　(1)　令和４年度第１回災害廃棄物委員会を書面協議として開催する件
　(2)　「災害時における復旧支援規程」第８条第３項で規定する幹事会社からの事務手数料の取扱いについて災害廃棄物委員長に対応を一任する件

令和４年度第２回「災害廃棄物委員会」の開催

1　開催年月日　令和４年10月５日（水）10：00～12：00
2　開 催 場 所　仙台市交通局本局庁舎　６階第１会議室
3　委　員　数　７名
4　出席役員数　７名
5　議　　題
　(3)　令和３年度委員会で課題とした事項への対応について
　(4)　令和４年度宮城県との協定に基づく協力要請について
　(5)　令和４年度以降の本委員会の活動について
　(6)　その他

令和４年度第１回「安全衛生委員会」の開催

1　開催年月日　令和４年11月17日（木）14：00～15：40
2　開 催 場 所　宮城県建設産業会館　４階第１会議室
3　委　員　数　８名
4　出席役員数　３名
5　議　　題
　(1)　第３次労働災害防止計画（案）の意見取りまとめについて
　(2)　「安全衛生活動現状調査」の実施結果について
　　（令和４年度調査の中間報告）
　(3)　会員研修のあり方について
　(4)　その他

第１回支部事務局長会議の開催

1　開催年月日　令和４年10月26日（水）15：00～16：10
2　開 催 場 所　ZOOMにて開催
3　出 席 者 数　６名（支部５名、本部１名）
4　議　　題
　(1)　支部会計の中間決算について
　(2)　第４回理事会等の開催内容について
　(3)　本協会会長表彰等について
　(4)　各委員会・部会の開催状況について
　(5)　その他
5　その他

今後の開催予定

・安全衛生委員会	１月27日（金）
・企画財政・広報活動・青年部会代表者合同会議	２月上旬
・広報活動委員会	２月中旬
・災害廃棄物委員会	２月下旬
・企画財政委員会	３月上旬

※新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、延期又は中止する場合があります。

身近なヒヤリ・ハット事例

産業廃棄物処理業界は、他業界と比較して労働災害が多い業界です。安全衛生への意識向上のため、会員の皆様よりヒヤリ･ハット事例を募集いたしました。「ヒヤリ」または「ハット」した経験を共有し、作業現場の安全管理にご活用下さい。

【清掃作業中】

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善事項
1	農業集落排水処理施設で	野外にある水質装置の計量を確認する作業中に	雨が降っており、水たまりやセメントスラブの所々に苔が発生していたところ、足を滑らせてコンクリートスラブへ転倒しそうになった	雨具のみならず、ヘルメットの着用を厳守させ､また、コンクリートスラブの苔や水たまりなどの洗浄や補修作業をした
2	道路上で	夜間の下水道管清掃作業中に	安全装置を設置して作業を行ったが、周囲が暗い為に歩行者が接触しそうになった	夜間作業時は照明を設置、作業員全員が蛍光チョッキ等着用し、歩行者等から認識しやすくする
3	〃	夜間の誘導作業中に	誘導棒の電池がきれ、通行車両からの認識が遅れ車両停止が遅れそうになった	夜間の誘導作業前には必ず事前に誘導棒の点灯確認を実施し、予備の電池等も所持しながら作業にあたる
4	河川水路で	吸引車にて水路清掃作業中に	吸い込み口に石が挟まり、慌てて手で取り除こうとしたところ、腕が吸い込まれそうになった	作業時に慌てず、機械に詰まった異物を取り除く際には手を使わずに必ずバール等の工具を使用する
5	作業現場の道路上で	本管の清掃中に	ヘッドライトの球が作業中に突然切れて暗い中での作業になり、周囲への確認や注意がおろそかになった	作業前の備品の準備や点検を怠らず気の緩みを防ぐように努める
6	作業現場の民地内で	排水管の清掃中に	ホースが接続部より外れ高圧水が噴出しそうになった	日々の道具の点検や、作業時の安全の確保を考え必要な場所への人員配置をする
7	水路敷で	機械を使った除草作業中に	草の繋茂によって足元がよく見えず、刈払機を持った状態で足を踏み外して転倒しそうになった	安全靴着用徹底を再確認し、事前に足場の確認を行い、細心の注意を払って作業を行う

【中間処理・最終処分】

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善事項
1	処理場内で	工具を使用して機械の開口部を開けている時に	高所足場の真下で、高所作業に気づかずに別作業を始めようとする作業員がいた	作業前の全体打合せで作業内容、作業時間の確認を全員で確認するとともに、上下作業禁止の原則を再度確認しあう
	〃	廃棄物を手作業で分別している時に	重さを見た目で判断してしまい、足に落としそうになった	一度に持ち上げず少し動かす等して重さを確認する
2	汚泥処理施設内で	清掃車のタンク内を洗浄していた時	グレーチング蓋の上に広がっていた油分で足を滑らせ、転倒しそうになった	作業前の足元確認を怠らず、油分が拡散し滑りやすくなっていれば速やかに清掃を行い安全を確保する
3	汚泥処理施設内で	吸引清掃作業中に	ホースの固定が甘かったために吸引作業時にホースが暴れてしまい、足にぶつかりそうになった	ホースをロープ等で確実に固定し、吸引作業時には人力による固定も必ず行い、ホースが暴れないようにする
4	汚泥処理施設内で	汚水移送作業完了時に	作業が終了して階段を下りている時に足を滑らせそうになった	階段を降りるときは必ず手すりを使用し、かつ階段・長靴共に泥や油が付着したらすぐ清掃する

作って認識、守って安心、安全衛生規程

〈全産連〉労働安全衛生標語入賞作品

防災協定について

一般社団法人宮城県産業資源循環協会は、大規模災害時の廃棄物処理について平成20年10月21日、宮城県知事と「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。

東日本大震災では、要請のあった市町に協会会員による応援派遣をいたしました。昨年の台風19号においても、要請のあった市町に御協力いただいております。ありがとうございました。

なお、本協定に基づく応援派遣要請に協力する当協会会員企業は宮城県による建設許可経営規模評価等申請の加点対象として評価されます。

(平成30年４月１日より、経営事項審査のうち、経営規模等評価の項目及び基準が改正されました。防災活動への貢献状況は現行制度上「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされていたところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改正されました。)

本制度を活用され、協会員としてのメリットを享受されますよう再度御案内いたします。

様式1

証　明　願　書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人宮城県産業資源循環協会 会長 様

所 在 地
名　　称
代表者名　　印

産業廃棄物処理業許可番号

宮城県	
仙台市	

交付希望内容
１防災協定証明書
２防災協定書写し

使用目的　　宮城県に対する建設許可経営規模等評価申請に用いるため

様式2

証　明　書

所 在 地
名　　称
代表者名　　印

上記の者は平成２０年１０月２１日付で宮城県知事との間で締結した「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

一般社団法人宮城県産業資源循環協会

会 長　鈴 木　昇 印

支部だより

各支部において、研修会や支部会員の協力のもと「不法投棄防止パトロール」や「不法投棄物回収活動」を実施しました。

県南支部

県南支部の活動状況として、８月24日（水）に県南支部三役会（支部長、副支部長、事務局）を開催し、新型コロナウイルス流行「第７波」の急拡大に伴い調整等を行った結果、令和４年度第１回県南支部役員会（９月開催予定）、不法投棄防止パトロール（10月開催予定）・撤去作業（11月開催予定）の中止を決定いたしました。新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、令和５年の２月には第２回県南支部役員会の開催を予定しており、支部として可能な限り活動して参ります。

塩釜・黒川支部

塩釜・黒川支部では、令和４年11月25日午後４時より、グランドパレス塩釜で「令和４年度第二回支部役員会」を開催いたしました。主な議題は、①本年度の不法投棄防止啓発・不法投棄物回収活動について②本部委員会、部会等の活動報告③研修会の開催方法や内容について、④その他とし議論を交わしました。

令和４年度の不法投棄物回収活動は、昨年と同様、黒川郡大和町及び大衡村で不法投棄物の処理に困っており、その回収活動を執り行うことを決定し、令和４年12月16日金曜日に、参加企業19社31名で行う予定でしたが、当日の天候が悪化しており、投棄場所が降雪中での作業対応は困難だったこともあり、中止することとしました。再度、日時の検討を行い、今後の対応について協議していく予定です。

県北支部

令和４年度　県北支部研修会開催
開催日：令和４年11月16日（水）15時30分より
会　場：大崎市古川　アインパルラ浦島

安全教育センター　松田竹雄様を講師に招いて、「職長・安全管理者の責務」という内容で講演をしていただきました。

参加者29名が受講し、職長・安全管理者の責務について学びその責務の重要性を認識しました。

全産連では産業廃棄物処理業界の労働災害防止計画を策定し業界における労働災害の削減に取り組んでいます。

この研修で習得した知識を活用し管理者としてのスキルを高め、プロ意識を持って今後の業務に取り組んでいきたいと思います。

石巻支部

◎令和４年度東部地域廃棄物不法投棄防止対策連絡会議について

令和４年11月４日付けで、石巻保健所より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より標記会議は、資料送付による書面開催となりました。

議　　題　　１）設置要綱改正案について
　　２）県内の不法投棄の現状及び今後の対策について
　　３）産業廃棄物等に係る立入検査権付与制度について
　　４）不法投棄防止対策に係る各機関の取り組み状況等について

◎石巻市沢田地区における廃棄物不法投棄の現状確認について

石巻市と以前より不法投棄事案について情報共有をいただいており、次年度の撤去実施に向け、現場確認及び調査を実施しました。

実施日時　　令和４年12月21日（水曜日）、10時から11時まで
実施場所　　石巻市沢田地区（林道・女川京ケ森線）
立会者名　　市民生活部・廃棄物対策課　循環型推進係　　星　氏、渡邊　氏
　　石巻保健所　大和田　氏
　　石巻支部　宇角支部長、事務局
撤去予定　　次年度実施予定（令和５年５月～６月頃）

今後の予定
１月上・中旬頃　　三役会（表彰推薦に関して）
１月下旬頃　　理事会（表彰推薦に関して、不法投棄に関して）

仙台支部

◇◆◇令和４年度クリーン作戦を実施◇◆◇

【令和４年10月20日（木）開催】

支部活動事業と環境美化運動を目的とした、不法投棄防止パトロール並びに不法投棄物回収活動「クリーン作戦」を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「３密」を回避するため、今年も開会式を行わず、午前、午後の二班体制で開催しました。実施場所は昨年同様「せんだい農業園芸センター東側大沼」。当日は53社102名（午前の部35社67名、午後の部18社

35名）にご参加いただき、不法投棄物の回収を行いました。大沼外周や大沼内部から布団やペットボトル、缶、ビニールなど、ゴミ袋約100袋270kgを拾い集め、タイヤも３本撤去しました。

参加者からは、「毎年参加しているが、今年もたくさんのゴミがあった。継続的に活動を行って不法投棄防止につなげたい」との声が上がりました。

今後も「クリーン作戦」を通じて、地域美化と不法投棄防止の啓発を継続していきたいと思います。

◇◆◇仙台市・仙台東土地改良区より感謝状をいただきました◇◆◇

仙台支部の「クリーン作戦」において大沼の美化に長年貢献したとして、仙台市と仙台東土地改良区より感謝状をいただきました。

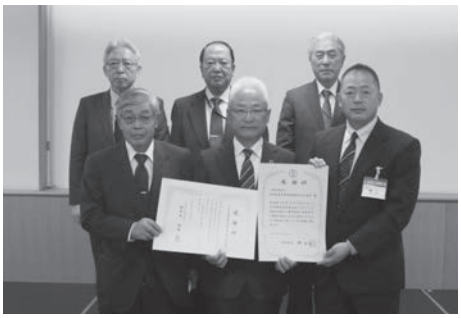

11月９日（水）に行われた贈呈式では、横山敦史仙台市経済局次長兼農林部長様と佐藤稔土地改良区理事長様より「農業用ため池や白鳥の飛来する沼として大切な大沼の美化・維持に貢献いただき感謝する」とのお言葉をいただき、あらためて継続的に不法投棄防止活動を行うことの意義を実感しました。

機関誌・HPへ広告を掲載してみませんか？

当協会では現在、機関誌「産廃みやぎ」、協会HPのバナー広告掲載を募集中です。
機関誌は年に２回発行し、会員、県市町、他県協会などに配布しております。
会員各社の業務内容のＰＲ・イメージアップにぜひご活用ください。

青年部会だより

宮城県産業資源循環協会青年部会活動報告

宮城県産業資源循環協会青年部　少年野球大会2022の開催
～目指せ未来のスーパースター！！　今、宮城の野球が熱い!!～

令和４年11月５日(土)、今年で通算11回目となる少年野球大会を「ベルサンピアみやぎ泉」にて開催しました。昨年度で東北復興支援を一区切りとし、「宮城県産業資源循環協会青年部　少年野球大会2022」と名称を改めての開催となりました。また、新たに参加チームからスローガンを募ることとなり、長命ヶ丘スカイヤーズ応募「目指せ未来のスーパースター!!今、宮城の野球が熱い!!」が今年度の大会スローガンに選ばれました。

当日は県内８チームから141名の選手にご参加いただき、コロナ前同様、８チームによるトーナメントが行われました。今年度の優勝チームは「佐沼小ジャイアンツ（登米市)」、準優勝チームは「長命ヶ丘スカイヤーズ（泉区)」でした。

併催イベントの「環境活動コンテスト」では日ごろチームで行っているエコ活動について、模造紙にまとめてもらい、プレゼンしてもらいました。各チームエコに対しての意識が高く審査も難航しましたが、厳正なる審査の結果、メンバーひとりひとりが取り組んでいる活動について詳細に発表いただいた、「色麻小あたごクラブ（色麻町)」に優秀賞が贈られました。

大会終了後は３年ぶりに表彰式も行われ、特別賞を賭けたじゃんけん大会で大いに盛り上がりました。

本大会の開催にあたり、多くの会員企業から協賛金・協賛品を頂きました。厚く御礼申し上げます。詳しい内容については、当協会ホームページをご覧ください。

順　位	チーム名	地　区
優　　勝	佐沼小ジャイアンツ	登米市
準　優　勝	長命ヶ丘スカイヤーズ	泉区
第　三　位	古小タイガース	大崎市
フェアプレー賞（A）	色麻小あたごクラブ	色麻町
フェアプレー賞（B）	中新田ベースボールクラブ	加美町
チームワーク賞（A）	六郷エコーズ	若林区
チームワーク賞（B）	小野小ジュニアウイングス	大和町
フェアプレー賞	荒巻少年野球クラブ	青葉区

環境活動優秀賞	色麻小あたごクラブ	色麻町
スローガン賞	長命ヶ丘スカイヤーズ	泉区

第20回チャリティーゴルフコンペの開催

10月13日(木)に「杜の都ゴルフ倶楽部」にてチャリティーゴルフコンペを開催しました。当日は青年部会OBを含む14名が参加し、プレーを通じ交流を深めました。

本コンペで集まった基金は、NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会に寄付されます。

第12回全国産業資源循環連合会青年部協議会カンファレンスに参加

11月14日(月)、第12回全国産業資源循環連合会青年部協議会カンファレンスin岐阜が開催されました。全国の青年部部会長や代表の部会員約100名が集まり、宮城県からは、田手部会長と宮本副部会長が参加しました。

今年度のテーマ「会員拡大～５年後の未来のために今から考え次世代に繋げる～」のもと、活発な意見交換が行われました。

令和４年度青年部会研修会の開催

12月８日(木)、TKPガーデンシティ Premium仙台西口にて令和４年度研修会を開催し、当日は部会員31名が参加いたしました。第１部では宮城県が抱える人口減少問題について、第２部では脱炭素に関する県の取り組み事例等を講演いただきました。

研修会終了後は３年ぶりとなる会員交流会も開催され、新たに加入いただいた部会員も交え、交流を深めました。

日　時　　令和４年12月８日(木)
場　所　　TKPガーデンシティ Premium仙台西口　6Cホール
内　容　　「これまでの県の取り組み と 新・宮城の将来ビジョン」
講師：宮城県企画部総合政策課
技術主査　伊藤　歩武　氏

「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050」
講師：宮城県環境生活部環境政策課
技術主査　清野　宏一郎　氏

伊藤氏

清野氏

会員情報

令和４年７月１日から令和５年１月10日までの、入退会及び変更の届け出をお知らせします。

１　入会（令和４年９月１日入会）

正会員

【支部：県南支部】

㈱美紀工業　代表取締役　佐久間　美紀男

・〒981－2302　宮城県伊具郡丸森町大張川張字河原田35－3
　Tel 0224－75－2128　　Fax 0224－86－3468
・宮城県許可　収集運搬　廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず
　ガラス陶磁器・がれき類　以上７種類

・**会社ＰＲ**：
　平成27年創業以来、解体工事・土木工事業を中心に事業展開し、多様なニーズに対応しながら、地域貢献できる会社を目指しております。

賛助会員

【支部：仙台支部】

極東開発工業㈱　東北支店・仙台営業所　所長　野島　崇司

・〒983－0035　宮城県仙台市宮城野区日の出町2－5－11
　Tel 022－236－6692　　Fax 022－236－2729
○はたらく車の製造メーカー
・製品紹介：塵芥車・コンテナ脱着車・ダンプ・パワーゲート　等

・**会社ＰＲ**：
　弊社は『モノづくり』に『コトづくり（より安全により使いやすく）』を付加し、お客様満足度NO.1メーカーを目指しております。弊社製品はお客様に使って頂くことで初めて社会に貢献することができます。皆様のお力をお借りして、宮城県を今以上に明るく元気にしたい！！それが我々のミッションだと確信しております。どうか皆様のパートナーにご指名頂けませんでしょうか。宜しくお願い申し上げます。

太平洋セメント㈱東北支店　支店長　的場　哲司

・〒980－0802　宮城県仙台市青葉区二日町1-23　アーバンネット勾当台ビル8F
　Tel 022－221－6211　　Fax 022－225－7006
○製造業（セメント）

・**会社ＰＲ**：
　当社はセメント製造プロセスを活用した廃棄物や副産物の処理・再資源化を行っております。長年培った経験により様々な廃棄物に対応し、排出場所に適したご提案をさせて頂いております。廃棄物の処理に関してお困りの際には是非一度弊社にお声がけください。

（令和４年12月１日入会）

正会員

【支部：仙台支部】

㈱堀西工業　代表取締役　堀西　一範

・〒989－3124　宮城県仙台市青葉区上愛子字坂下1－1
　Tel 022－391－1455　　Fax 022－391－1456
・宮城県許可　収集運搬　燃え殻・汚泥・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器・がれき類・ばいじん・石綿含有産業廃棄物・水銀使用産業廃棄物・水銀含有ばいじん等以上17種類
　　特管収運　廃油・廃酸・廃アルカリ・感染性廃棄物・廃石綿等・汚泥以上６種類

・**会社ＰＲ**：
　創業以来「地域社会への貢献」を企業理念に掲げ、解体工事・土木工事・建築工事・産業廃棄物収集運搬業を通じて「お客様に最大のご満足を頂けるサービスの提供」をモットーに活力ある企業文化を育てる経営を進めております。これからも、資源循環社会の要望をとらえ、社会と共に歩んでまいります。
　どうぞご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

２　退会

なし

3　支部別会員数

R4.12. 1現在

区　分	県　南	塩　黒	県　北	石　巻	仙　台	合　計
正　会　員	43	35	51	46	104	279
賛 助 会 員	1			1	5	7
合　計	44	35	51	47	109	286

4　会員届出の変更

支部	会　社　名	変更事項	変更内容	変更年月日
県南	㈱開発商事	代表者変更	旧　髙橋　敏男 新　髙橋　智大	R4.10. 1
県南	洞口商事㈱	住 所 変 更	旧　名取市大曲字中小路3 新　名取市大曲字古舘226-1	R4.11. 1
県北	旭興業㈱	代表者変更	旧　浅野　新一 新　浅野　大輝	R4. 8. 1
石巻	㈲鳴瀬衛生興業	代表者変更	旧　髙橋　繁雄 新　髙橋ひかる	R4.10. 3
仙台	㈱コウユウ	事業区分・種類の変更	仙台市　収集運搬、特管収集運搬の許可取得 廃バッテリー・廃蛍光管・廃家電四品目の積替え保管許可取得	R3. 5.18
	㈲大久保工業	代表者変更	旧　大久保秀男 新　大久保　豊	R4. 8. 1
	㈱菊地商事仙台営業所	社 名 変 更	旧　㈲菊地商事仙台営業所 新　㈱菊地商事仙台営業所	R4.10. 1
	㈱宮城公害処理	代表者変更	旧　菊地　清一 新　菊地　　大	R4.11. 1
	㈲秋製工業	代表者変更	旧　佐藤　秀世 新　佐藤　賢一	R4.12. 1
	トライシクル㈱	住 所 変 更	旧　東京都品川区南大井六丁目17-17 U biz大森4階 新　東京都品川区南大井六丁目26-3 大森ベルポートD館8階	R4.12.26

令和4年9月1日～

マニフェスト購入申込書

○印をご記入ください

A．宅配（前払）購入
B．窓口（現金）購入

1.（公社）全国産業資源循環連合会発行（すべての産廃に使用できる）

	単票（手書き用）	連続票（プリンター印字用）
販売単価と代金	1箱（100組） **税込 3,000円**	1箱（500組） **税込 15,000円**
産廃管理票【直行用】（7枚）	箱	箱
産廃管理票【積替用】（8枚）	箱	箱

直行用…収集運搬業者が**1社で処分場まで**運搬する場合
積替用…収集運搬業者が**2社以上でリレー方式で**処分場まで運搬する場合

2.建設六団体副産物対策協議会発行（建設系廃棄物用）

	単票（手書き用）	連続票（プリンター印字用）
販売単価と代金	1箱（100組） **税込 2,700円**	1箱（500組） **税込 13,500円**
建設系マニフェスト（7枚）	箱	箱

注　マニフェストの返品・交換は行っておりませんので、発行元等を再度ご確認ください。

A. 宅配	＊宅配便希望者は代金納入後、受領書の写しも併せてFAX願います。 ＊振込手数料は購入者負担でお願いします。 ＊確認後、品物を送料着払いの宅配便でお送り致します。 **＊14時以降の注文は翌日の発送になります。**
振込先銀行	**七十七銀行　北仙台支店**
振込先口座番号	**普通預金　5300835**
名義	**一般社団法人　宮城県産業資源循環協会**

B. 窓口　＊協会窓口販売は、平日9:00～16:30です。尚、ビル駐車場(無料)をご利用いただけます。

一般社団法人　宮城県産業資源循環協会
仙台市青葉区木町通1丁目4番15号　仙台交通局本局庁舎4階
電話 022-290-3810　FAX 022-290-0381

申込日　　年　　月　　日　　A 配達希望日　　月　　日

〒　　－　　　　B 来所予定日（窓口購入）　　月　　日

住　　所

会　社　名

担当者名

電話番号（　　－　　－　　）

＊代表者印の押印は必要ありません。

改訂2022.9.1

事務局だより

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、日頃より本協会の事業運営に関してご指導・ご協力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

昨年も新型コロナウイルスの感染拡大の大きな波を何度も経験しました。
幸いにも経済活動に関して行動制限が課せられることはなく済みましたが、多くの人は自己抑制を課しながら日々の生活を過ごしたのでないでしょうか。

時に、感動は日々の生活に変化と充実感をもたらしてくれます。

昨年はサッカーのワールドカップ・カタール大会で日本チームの活躍に日本中が歓喜しました。そして今年３月には、第５回ワールド・ベースボール・クラッシックが開催され、ダルビッシュ有投手、大谷翔平投手が参加を表明しており否応にも関心は高まります。さらに、春の選抜高校野球大会が控えていますが、我が県からは昨年夏の甲子園の覇者仙台育英学園高校の出場の見込みが高く、東北高校も出場となれば優勝への期待感は大きく膨らむばかりです。どんな感動をもたらしてくれるか楽しみでなりません。

さて、本協会にとって今年は協会法人化30周年の年を迎えます。これまで企画財政委員会、広報活動委員会において記念事業の検討を重ねてきましたが、いよいよ５月の記念式典開催に向けて最終段階を迎えております。改めて、会員の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

これから寒さが一層厳しくなる時期となりますが、会員の皆様には感染症防止対策を十分に講じていただき、光溢れるワクワクと感動の春を迎えていただきたいと思います。

編　集　委　員

役職名	氏　　名	事業所名
委員長	武田洋一	(株)オイルプラントナトリ
副委員長	伊藤正則	黒川衛生(協業)
委　員	鶴岡昭雄	(株)アーバンプラント
委　員	阿部孝記	(有)きよの清掃センター
委　員	齋藤孝志	(株)サイコー
委　員	齋藤知則	県南支部事務局 (株)オイルプラントナトリ
委　員	浅野大輝	青年部会 旭興業(株)

産廃みやぎ　第55号

発　行　令和５年１月
発行所　(一社)宮城県産業資源循環協会
〒980-0801
仙台市青葉区木町通１－４－15
仙台市交通局本局庁舎４階
ＴＥＬ　022-290-3810
ＦＡＸ　022-290-0381
ＵＲＬ　http://www.miyagisanpai.or.jp
E-mail　info@miyagisanpai.or.jp
印　刷　(有)サトー孔版印刷

Zero Emission

田 中 産 業 株 式 会 社

代表取締役　田中　一也

〒984-0033　仙台市若林区荒浜字南長沼14-20

TEL(022)287-1050　／　FAX(022)287-1098

第 11 回東北復興支援　少年野球交流大会
参加チームの環境活動コンテスト

環境活動優秀賞
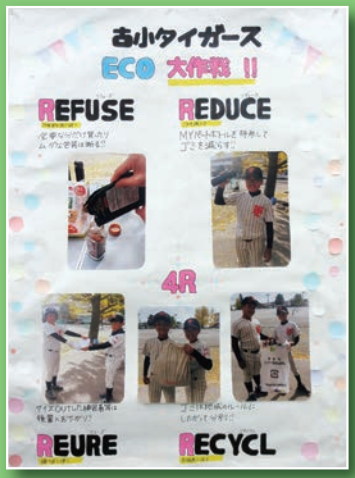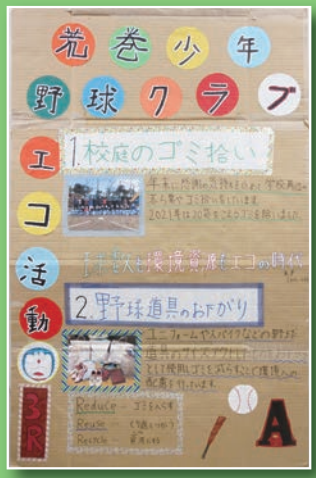
スローガン賞